

開田中学校いじめ防止基本方針

平成30年 2月改定

令和 5年 9月改定

令和 6年10月改定

木曽町立開田中学校

目 次

1 開田中学校いじめ防止基本方針について ······ 1

(1) 目的

(2) 基本理念

(3) いじめの定義

2 基本方針で目指す生徒像 ······ 2

(1) 保護者、生徒の願い

(2) 本校の状況

(3) 目指す生徒像

3 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み ······ 3

(1) いじめを未然に防ぐために

(2) いじめの早期発見

(3) いじめへの対応

4 重大事態への対応について ······ 7

(1) 重大事態とは

(2) 重大事態への対応

(3) 報告・調査

(4) 重大事態発生時の報告・調査の流れ

(資料1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条に基づく組織）

(資料2) いじめが発生した場合の組織的対応の組織的対応の流れ

(資料3) チェックシート（学級・学校・家庭）

<参考>～

○「いじめ防止等のための基本的な方針」

平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改訂平成29年3月14日）

○「いじめ防止等のための基本的な方針」

平成26年3月 長野県・長野県教育委員会（平成30年3月改定予定）

○「いじめ対応充実の手引き」長野県・長野県教育委員会

○「木曽町いじめ防止基本方針」

1 開田中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめ対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「開田中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるようを行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

(3) いじめの定義

(定義) 「いじめ防止対策推進法」

第 2 条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。

イ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

ウ 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。

エ いじめの態様の例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- 仲間はずれ、個人集団から無視をされる
- 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(「いじめ防止等のための基本的な方針」<平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定>を参考。以下「国の方針」という。)

オ いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴なわないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴なわないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険をじさせうるものです。

平成 28 年 6 月の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴なないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、被害経験を全く持たなかっ児童生徒は 1 割程度、加害経験を全く持たなかっ児童生徒も 1 割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

2 基本方針で目指す生徒像

(1) 保護者、生徒の願い

生徒は、「いじめが無く、学年の垣根を越えて仲良く、安心して生活できる学校生活」を願っていることが、生徒アンケートからわかっています。

また、保護者の皆様からも同様のアンケートから、「人と豊かなコミュニケーションを

とることのできる子ども」を願っていることがわかります。これは、開田高原という限られた地域だけでなく、将来的なことも考えて、多くの人と人間関係を上手にとることができると人間に育ってほしいという思いかと推測できます。

(2) 本校の状況

小規模校である本校の生徒たちは、幼少期より、気心の知れた仲間との関係性の中で生活を送っています。しかしながら、心身ともに大きく成長する中学生期は、成長の度合いにも大きな差が生じる時期でもあり、当たり前にうまくいっていた人間関係が不意に変化する場合も少なくありません。そういう状況から生じる人間関係のトラブルは、規模の大小に関わらず、どの学校でも起こり得るものです。

人間関係のトラブルが生じた場合、大きな集団ならば、一定の距離を置きながら、よりよい関係性を模索していくこともできますが、小集団ではそういった対処はなかなか難しく、多くの場合、生徒は人間関係のストレスを逃がすことなく、そのまま受け止めながら日々の生活を送ることになります。そういう状況を学校・保護者が十分に理解した上で、いじめにつながる可能性のある言動やトラブルを早期に発見し、生徒の状況や思いを把握しながら適切な支援をしていくことが、小規模校である本校では非常に重要なことだと考えられます。

(3) 目指す生徒像

- 「いじめは絶対に許さない」という強い気持ちを持った生徒。
- 「自分に自信を持ち、自己表現ができる」生徒。
- 「ほかの人の個性や良さに気づき、お互いを認め合うことができる」生徒。
- 「相手の立場に立ち、思いやりのある行動ができる」生徒。
- 「身の回りの人権問題に気づき、解決しようとする」生徒。

3 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み

(1) いじめを未然に防ぐために

- 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、生徒だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校づくりを進めます。
- 生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成します。
- 生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を

理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導します。

- 生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行います。
- ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）を教育活動や生徒会活動に取り入れ、円滑な人間関係作りのための知識と具体的な技術やコツを身につけさせます。
- いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「人権教育月間」等）を計画的に進め、生徒の人権意識の向上を図ります。
- 定期的な教育相談を実施し、生徒の日常生活の様子や日頃の悩み等を適切に把握できるよう努めます。
- 校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭等から構成される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、いじめ防止対策委員会）を設置するとともに、必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知見を有する関係者と連携しながら、いじめの未然防止・早期発見・対応にあたります。

（2）いじめの早期発見

- 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、生徒の言動や表情を細かく観察することや生徒に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。
- いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。
- いじめによるストレスや悩みを抱えている生徒は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、生徒が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーにつなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。
- 教育相談と定期的ないじめに関するアンケート実施により、適切な状況把握といじめの早期発見・解消に取り組みます。

（3）いじめへの対応

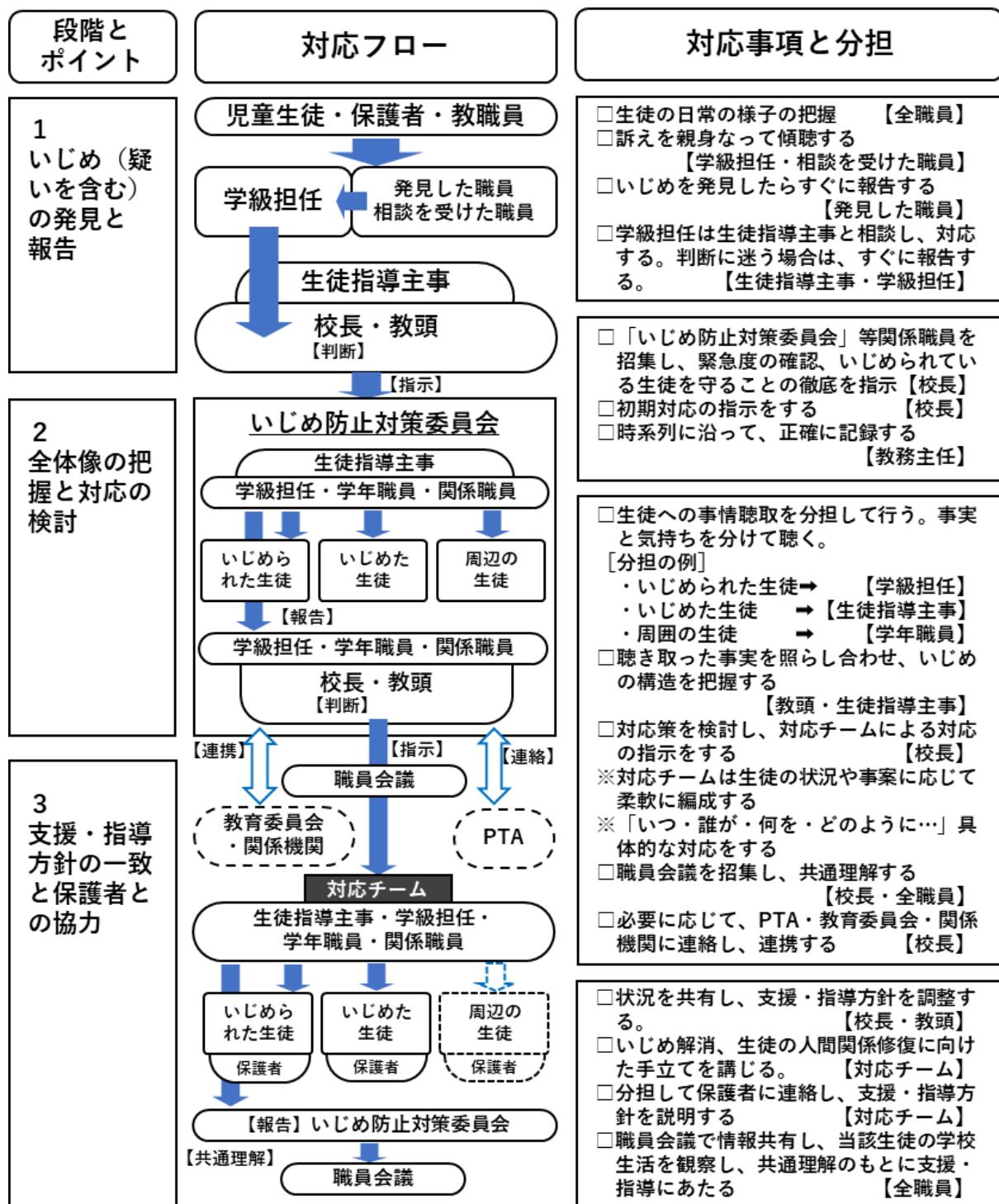
ア いじめの疑いを捉えた場合の対処

- いじめの疑いがあることを確認したときは、速やかに町教育委員会へ一報し、全職員で経過を共有しつつ、事実確認を正確に行います。必要に応じて家庭とも協力しながらその事実を共有し、生徒が安心して生活できるように支援を行います。

イ いじめの認知後の対処等

- いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- 法第 22 条に基づく「いじめ防止対策委員会」が中心となり、当該いじめ問題の対応について適切・適時に調査・協議等を行います。
- 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った生徒の保護者の理解を得た上で、当該生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている生徒を守る措置を講じます。
- いじめられている生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている生徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該生徒の登下校の見守り等を行い、当該生徒の安全を確保します。
- いじめを行ったとされる生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
- いじめられている生徒といじめを行ったとされる生徒それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- 学校は、法第 23 条第 2 項に基づき、当該いじめの事実について確認された結果を町教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに町教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。
- 重大事態（疑いを含む）が発生した場合は、次項「4 重大事態への対応について」により対処します。

いじめが起きたときの初期対応の手順



ウ いじめ解消に向けた取り組み

- いじめられていた生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、

スクールカウンセラー等、専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。

- いじめを行っていた生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- いじめを見ていた生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- 生徒が、生徒会等の活動（学級会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り切ろうとする態度や自ら協力しようとす る姿勢を培います。
- 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。

エ インターネット上のいじめに対する対処

- 生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、SNS 等インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するよう努めます。
- 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得ます。
- 生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努めます。
- 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関の協力を得て、直ちに削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処します。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

第 22 条第 1 項

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間 30 日を目安とする。または、一定期間連続して欠席しているような場合。
*その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 学校の対応

- 重大事態（疑いを含む）が発生した場合、町教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会平成 24 年 1 月）等を参考に、学校危機管理マニュアルを整備し、定期的に見直しを行います。
- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ防止対策委員会」を中心として、対応チームを組織します。
- 関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行います。
- 関係機関等（警察・医療・消防・町教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援要請を行うとともに、連携体制を構築します。
- いじめられた生徒の安心・安全の確保をします。「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備します。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続します。
- いじめた児童生徒への指導として、いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるよう配慮のもと継続します。

(3) 報告・調査

ア 報告

重大事態が発生した場合、速やかに町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告します。

イ 調査

(ア) 調査の主体の判断

今までの経緯や事案の特性、いじめられた生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと町教育委員会が判断したような場合は、町教育委員会が調査の主体となります。

(イ) 調査組織

- ・調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。
- ・学校が調査の主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。

(ウ) 調査の実施

- ・調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することです。
- ・因果関係の特定を急がず、アンケート調査、生徒や関係者への聞き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。（いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。など）
- ・生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施します。亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指します。背景調査については、「国の基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

ウ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒や保護者への情報提供

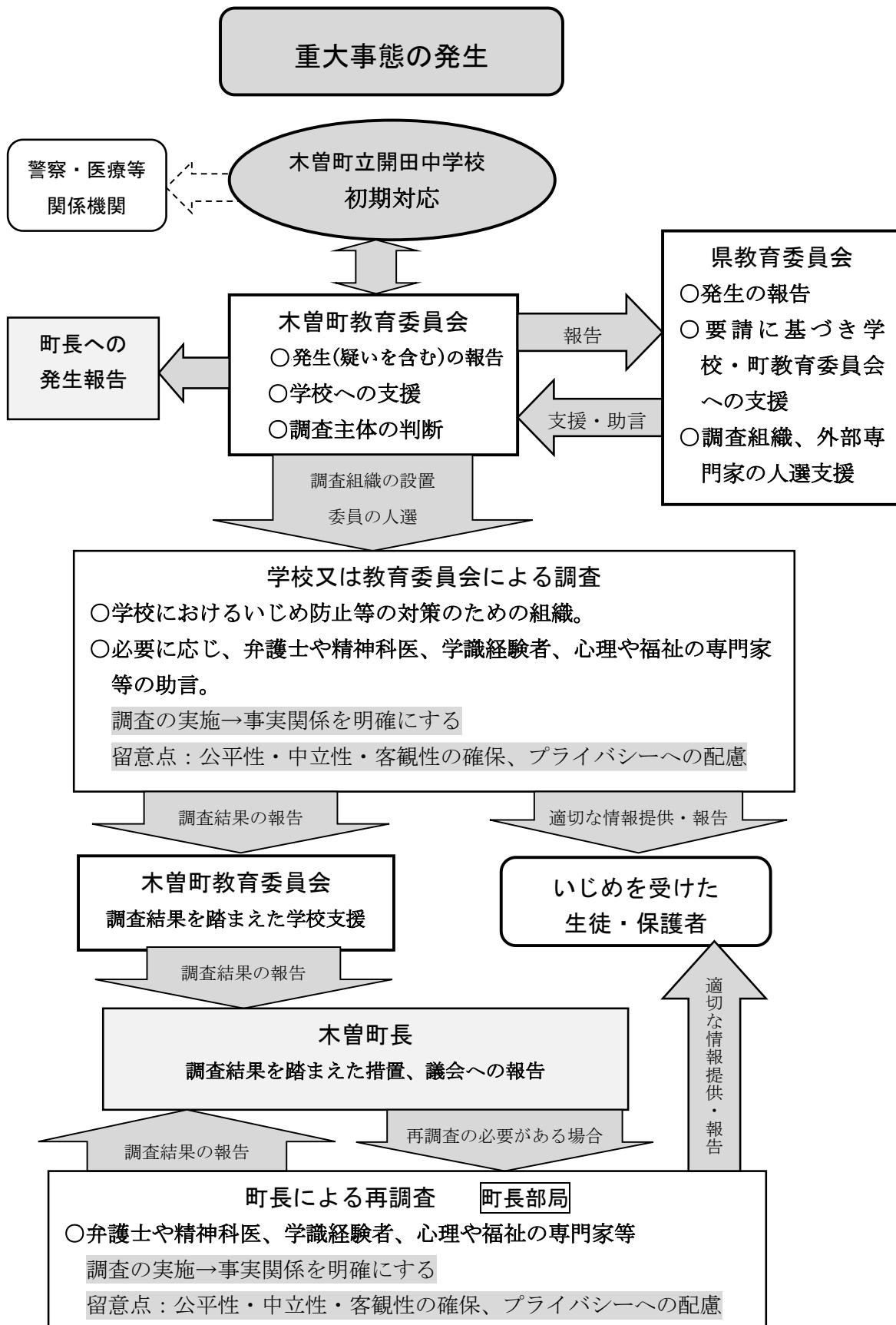
- ・調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。そのため、いじめられた生徒及びその保護者との定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせます。
- ・関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなこ

とがないようにします。

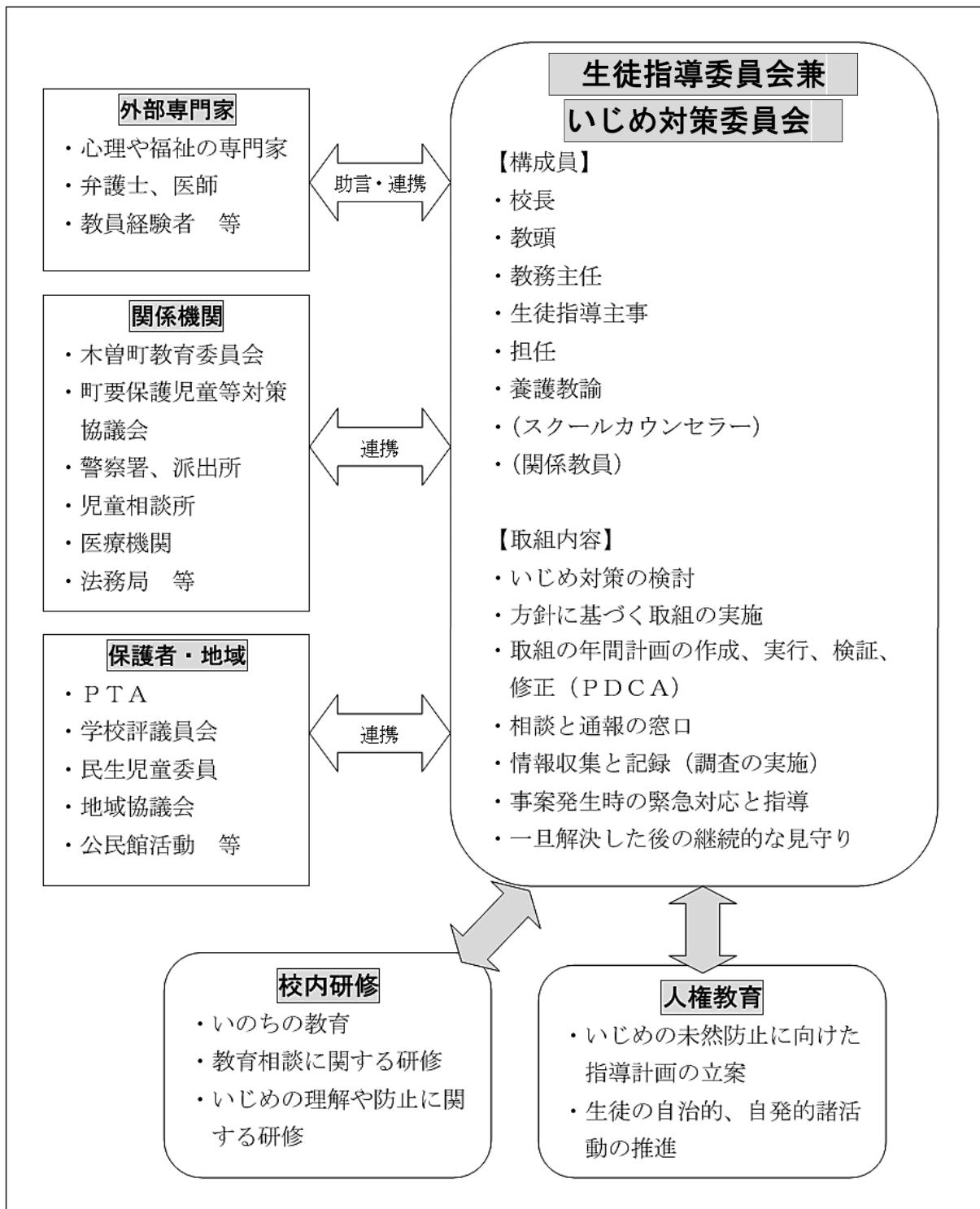
(イ) 調査結果の報告

調査結果についても（3）ア「報告」のように報告します。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。

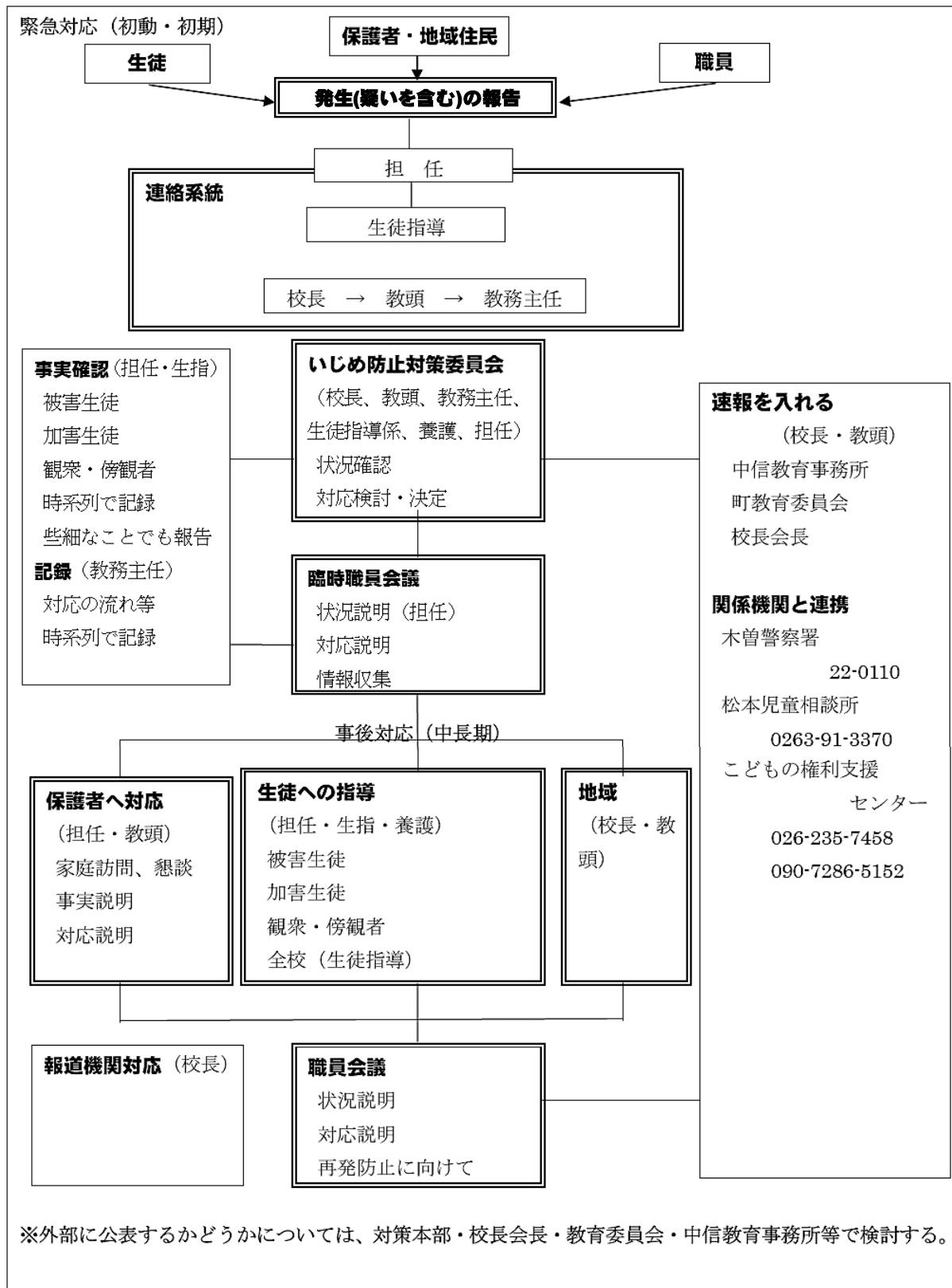
(4) 重大事態発生時の報告・調査の流れ

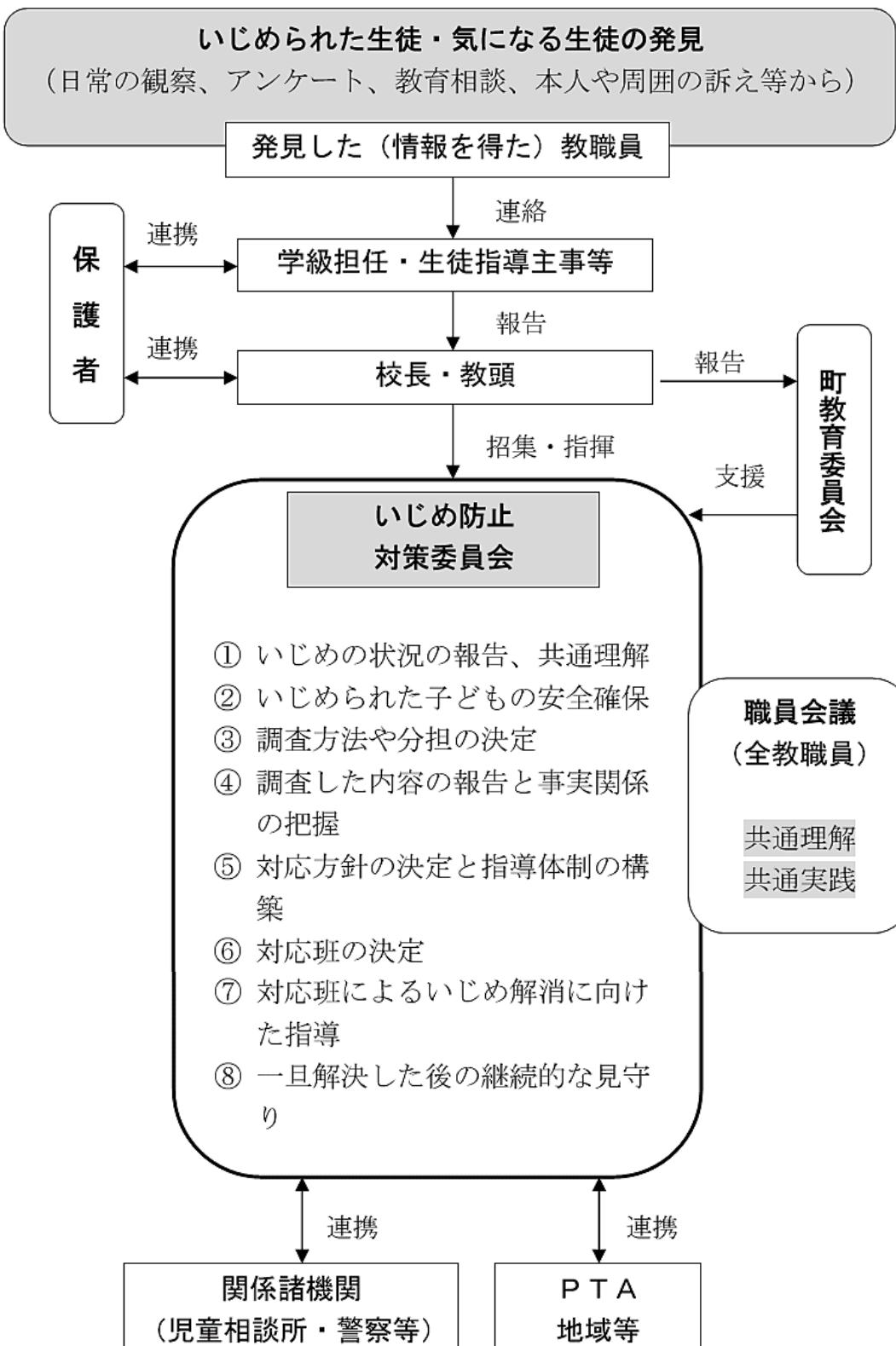


(資料1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条に基づく組織）



(資料2) いじめが発生した場合の組織的対応の組織的対応の流れ





学級の様子チェックシート

温かく思いやりのある集団の中で、子どもたちが安心・安全に学ぶことができるよう、学級担任が日々の学級経営を見直す際のチェックポイントです。

【チェック1 教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を連帯責任に転嫁することはない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもとも関わりをもっている。

【チェック2 授業時や学級活動時】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子の発言にも、耳を傾ける雰囲気がある。
- 困ったことも話題にし、本音を出して考え合うことができている。
- 朝の会や帰りの会、LHR等の内容が豊かで、いきいきと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができている。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを始めようとしている。

【チェック3 日常の雰囲気】

- 失敗を許し合える雰囲気がある。
- 教室に明るい雰囲気が満ちあふれている。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。

【チェック4 他の教師や保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から、子どもや学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。
- 学年や学級の取り組みを保護者に伝え、理解されている。
- 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合う関係が確立されている。

子どもの様子チェックシート【学校用】

いじめの発見には、日常的に子どもの様子をよく観察することが必要かつ有効です。以下は、学校生活のいくつかの場面における、観察の際のチェックポイントです。

【チェック1 休み時間の様子】

<input type="checkbox"/> 教室や図書室でボツンとしている。
<input type="checkbox"/> 一人で廊下や職員室のそばをうろうろしている。
<input type="checkbox"/> 友だちと過ごしているが、表情が暗い。おどおどしている。
<input type="checkbox"/> 今まで一緒だったグループからはずれている。
<input type="checkbox"/> 教師にまとわりついてくる。用がないのに職員室で過ごすことが多い。
<input type="checkbox"/> まわりから悪口を言われても反発しない。
<input type="checkbox"/> 服が汚れたり、ボタンが取れたりする。
<input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が多い。

【チェック2 放課後や下校時の様子】

<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
<input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
<input type="checkbox"/> みんなの持ち物を持たされている。
<input type="checkbox"/> 通常の通学路を通りぬく帰宅する。
<input type="checkbox"/> 靴や持ち物がなくなる。

【チェック3 教室内の様子】

<input type="checkbox"/> 特定の子どもの作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
<input type="checkbox"/> 特定の子どもの机やロッカーが荒らされたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/> ゴミの中に、特定の子どもの持ち物が入っている。
<input type="checkbox"/> 特定の子どもの持ち物が、なくなったり落書きされたりする。

【チェック4 授業時や学級活動時の様子】

<input type="checkbox"/> 遅刻、早退、欠席が多くなる。
<input type="checkbox"/> 以前に比べて声が小さかったり、ほんやりしていることが多い。
<input type="checkbox"/> 特定の子どもが指名されると、ニヤニヤする子どもたちがいる。
<input type="checkbox"/> テストの成績が急に下がり始める。
<input type="checkbox"/> 筆圧が弱まるなど、文字に変化がみられる。
<input type="checkbox"/> 忘れ物や未提出物が急に増え始める。
<input type="checkbox"/> グループ活動のとき、一人だけはすれている。
<input type="checkbox"/> 係や役割分担を決めるとき、特定の子どもに押しつけられる。
<input type="checkbox"/> 教師に、理由もなく反抗的な態度を取る。
<input type="checkbox"/> 特定の子どもだけに、配布物が渡されない。
<input type="checkbox"/> 特定の子どもの机や持ち物に触れるのをいやがる子どもたちがいる。

【チェック5 クラブ・部活動・委員会時の様子】

<input type="checkbox"/> 活動の準備や後片づけを押しつけられる。
<input type="checkbox"/> 声が小さいとか、足が遅いなどと非難される。
<input type="checkbox"/> 早退や欠席をしたがる。
<input type="checkbox"/> グループ分けで、いつもはみ出している。
<input type="checkbox"/> 無理に仕事や係を押しつけられる。
<input type="checkbox"/> 一人で離れて活動する。

【チェック6 清掃時間の様子】

<input type="checkbox"/> 特定の子どもの机や椅子をふざけながらけたり、用具でたたいたりする。
<input type="checkbox"/> 特定の子どもの机だけが運ばれずに、放置されている。
<input type="checkbox"/> 他の子どもと一人離れて清掃をしている。
<input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事をしている。

【チェック7 給食時間の様子】（小・中学校、高校定時制等）

<input type="checkbox"/> 特定の子どもだけには盛りつけない。あるいは、わざと多く盛りつける。
<input type="checkbox"/> 特定の子どもに、盛りつけてもらうことを拒否する。
<input type="checkbox"/> 特定の子どもが、いつも準備や後片づけをしている。
<input type="checkbox"/> 机を寄せて席をつくろうとしない。
<input type="checkbox"/> 笑顔がなく、黙って食べている。
<input type="checkbox"/> 配膳のため並ぶとき、特定の子どもの前後だけ大きくはなれている。
<input type="checkbox"/> 食欲がない。

子どもの様子チェックシート 【家庭用】

お子さんの最近の様子はいかがですか。
いじめにあっているかどうかを知る手がかりとなるチェックポイントです。

【チェック1 朝の様子はいかがですか？】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> いつもと違って、布団からなかなか出てこない。 |
| <input type="checkbox"/> 「おはよう」とあいさつしても、返事をしない。 |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、具合が悪そうである。 |
| <input type="checkbox"/> 食欲がなさそうで、朝食を残していく。 |
| <input type="checkbox"/> ぼんやりしていたり、ふさぎこんでいたりして、元気がない。 |
| <input type="checkbox"/> 登校を渋ったり、頭痛や腹痛を訴えたりするようになった。 |

【チェック2 登校中の様子はいかがですか？】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> いつもと違って、ひとりで登校するようになった。 |
| <input type="checkbox"/> 「いってらっしゃい」と言っても、返事をしない。 |
| <input type="checkbox"/> いつもと違って、遠回りして登校しているようだ。 |
| <input type="checkbox"/> 途中で、家に戻ってくることがある。 |

【チェック3 帰宅したときの様子はいかがですか？】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 手足や顔などにあざやすり傷があっても、理由を言いたがらない。 |
| <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり破れていったり、ボタンが取れていたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 自転車や持ち物などがこわれている。 |
| <input type="checkbox"/> 帰宅が遅いことがある。 |
| <input type="checkbox"/> 「お帰り」とあいさつしても、返事をしない。 |
| <input type="checkbox"/> 元気がなかったり、ふさぎこんでいる。 |
| <input type="checkbox"/> すぐに自分の部屋に閉じこもってしまう。 |

【チェック4 家の中での様子はいかがですか？】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 家族と話をしなくなった。 |
| <input type="checkbox"/> 学校の話や友だちの話をしなくなった。 |
| <input type="checkbox"/> つきあう友だちが急に変わった。 |
| <input type="checkbox"/> 外出したがらなくなった。 |
| <input type="checkbox"/> 食欲がなく、おどおどしたり、疲れた様子がみられる。 |
| <input type="checkbox"/> 電話やケータイに出るのを嫌がる。 |
| <input type="checkbox"/> 家族と視線を合わせなくなった。 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物をなくしたり落としたと言ったりすることが多くなった。 |
| <input type="checkbox"/> お金を無断で持ち出したり、使い方が荒くなったりしている。 |
| <input type="checkbox"/> 使い道のはっきりしないお金を欲しがるようになった。 |
| <input type="checkbox"/> 弟や妹をいじめたり動物や物にあたったりするなど、急に乱暴になった。 |
| <input type="checkbox"/> 成績が下がったり、文字の筆圧が弱くなったりしている。 |
| <input type="checkbox"/> 教科書やノートに「バカ」「死ね」など嫌がらせの落書きがみられる。 |
| <input type="checkbox"/> ためいきをつくことが多くなった。 |
| <input type="checkbox"/> なかなか寝つけない様子がある。 |
| <input type="checkbox"/> いじめの話をすると強く否定する。 |



このチェックシートを活用して、お子さんの様子をよくみてください。また、学校のことや友だちのことなど、思いを受け止めながらよく話を聞いてください。気になることや心配なことがあったら、学校にご相談ください。